

## 北海道地方年金記録訂正審議会議事録（第11回総会）

日時：令和6年4月24日（水）15時00分～

会場：年金審査課 会議室

### ○事務局（年金審査課長）

皆さま、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から、北海道地方年金記録訂正審議会第11回総会を始めさせていただきます。

わたくしは、当審議会の事務局を務めます、北海道厚生局年金審査課長の笠井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

恐縮ですが、着席させていただきます。

本会議の発言につきましては、議事録作成のために録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

加えて、北海道厚生局のホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましてもご了承くださいたいと思います。

続きまして、委員の任命についてご報告させていただきます。

宮元委員が任期満了のため退任され、後任として4月10日付で阿部委員が任命されております。

また、毛利委員及び齊藤委員が再任となっております。

本来であれば、直接任命通知をお渡しすべきところではございますが、あらかじめ机上にお配りさせていただいておりますので、恐縮ではございますが内容のご確認をお願いいたします。

阿部委員におかれましては、本総会から初めて審議に加わっていただくこととなります。改めてご紹介をいたします。

阿部委員です。

### ○阿部委員

皆さま、よろしく願いいたします。

### ○事務局（年金審査課長）

よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に先立ちまして、北海道厚生局 一瀬局長よりご挨拶申

申し上げます。

○北海道厚生局長

北海道厚生局長の一瀬でございます。

北海道地方年金記録訂正審議会の第11回総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中ご出席を賜り感謝申し上げますとともに、日頃より、年金事業の適正な運用と円滑な推進に、ご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

また、当審議会委員の任期満了に伴い、再任又は新任として、委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

さて、年金記録の確認及び訂正につきましては、当該仕組みが、平成19年度に創設され、平成26年度までは、総務省の年金記録確認第三者委員会が担当し、その後、恒常的な年金記録訂正手続として、厚生労働省が担当しております。

受付件数を見ますと、令和4年度においては、受付件数が72件と発足した平成27年度の141件と比べると大きく減少しておりましたが、令和5年度に關しましては、同一事業所における、標準賞与額の記録漏れに対する訂正請求の受付が年末から年始にかけて多数発生したことにより、受付件数が令和4年度を上回る結果となりました。

年金記録の確認及び訂正は、一過性のものではなく、恒常的な問題として、引き続き今後の動向を注視する必要があると考えております。

なお、年金制度は、国民の一人一人に対しまして、非常に長期にわたり、関わりを持つ制度でございます。

また、年金を受給する上で、その年金受給額の基礎となりますのが年金記録となります。

委員の皆さまにおかれましては、国民の皆さまから提出されました年金記録の訂正請求について、引き続き中立的かつ、ご専門の立場でご審議いただき、公平・公正、かつ客観的なご判断にお力添えいただきますようお願いいたします。

最後に、本年度も引き続き、円滑なご審議をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願い申し上げます。

○事務局（年金審査課長）

続きまして、事務局出席者を紹介いたします。

合田年金管理官でございます。  
合田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

岩倉管理係長でございます。  
岩倉です。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。  
どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（年金審査課長）

議事に入る前に、お手元の資料の確認をお願ひいたします。  
「議事次第」に続きまして、「資料」といたしまして、

- 【議題 1】 会長の選任について
- 【議題 2】 会長代行及び部会長の指名について
- 【議題 3】 令和 5 年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

の合計 3 点となっております。  
資料に不足等はございませんでしょうか。  
ご確認ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

当審議会の会長ですが、毛利会長が 4 月 9 日付けで審議委員としての委嘱が一旦任期満了となっておりますので、改めて会長を選任する必要がございます。

地方年金記録審議会規則第 5 条第 3 項により「会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」こととされておりますので、現在、会長代行である荒委員に議事進行をお願いしたいと思ひます。

荒会長代行、よろしくお願ひいたします。

○荒会長代行

それでは、私のほうで議事を進めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、会議の公開・非公開の取扱いについて判断いたします。

審議会運営規則第 9 条では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とあります。

個人情報保護や公開することによって、本審議会の運営に支障を来すような内容が含まれていない議題 1 から議題 3 までについては、公開とします。

なお、個人情報の保護や、公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容については、議題4の「その他」でご議論いただき、非公開とします。

また、事務局が、審議会運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成し、会議資料や議事録と合わせて、北海道厚生局ホームページで公開します。

なお、議事録については、同条第4項の規定に基づき、議事録の署名人として、会長のほか、2名の委員を会長が指名することとなっています。

このあと、会長選出後に指名することとなりますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日の会議の成立について、事務局から報告願ひます。

○事務局（年金審査課長）

引き続き、笠井でございます。よろしくお願ひします。

本日の会議は、委員総数5名に対しまして、5名の委員の皆さまにご出席をいただいております。

過半数を満たしておりますので、地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

以上でございます。

【議題1】 会長の選任について

○荒会長代行

それでは、議題に入らせていただきます。

最初の議題は、「会長の選任について」です。

資料1をご覧ください。

地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。」とされております。

つきましては、この方に会長をお願いしてはどうかという方がおられましたら、ご発言をお願いします。

○齊藤委員

毛利委員がいいのではないのでしょうか。

○荒会長代行

只今、齊藤委員から毛利委員を推薦する旨、ご発言がありましたが、他の委員の皆さまはいかがでしょうか。

○委員

「異議なし」の声。

○荒会長代行

それでは「異議なし」ということで、毛利委員に引き続き会長の職務をお願いします。

○事務局（年金審査課長）

毛利会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。

○毛利会長

毛利でございます。謹んでお受けさせていただきます。

また、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ここからは、私のほうで議事を進めさせていただきたいと思います。まず先ほど説明のあった、議事録の署名人を指名させていただきます。

齊藤委員と岡崎委員を指名いたしますので、事務局は、議事録が整理でき次第、私と齊藤委員、岡崎委員に議事録を送付し、確認の上、署名してもらってください。

## 【議題 2】 会長代行及び部会長の指名について

○毛利会長

それでは、2番目の議題に入ります。

2番目の議題は、「会長代行及び部会長の指名について」でございます。

資料2をご覧ください。

会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」とされています。

また、同規則の第6条第2項において、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する。」、第3項において、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。」とされています。

これらの規定に基づき、私のほうで「会長代行」及び「部会長」を指名させていただきたいと思います。

事務局は、「会長代行」、及び「部会長」の指名に関する資料を配付してください。

## ※追加資料配付

### ○毛利会長

それでは、ただいま配布しました「追加資料」をご覧ください。

まず、会長代行には、引き続き荒委員を指名します。

荒会長代行におかれましては、委員の改選期等において、会長が欠けている時は、会長代行としての職務をお願いします。

続いて、「部会長」を指名します。

部会は、荒委員、岡崎委員、齊藤委員、阿部委員と、私の5名で構成し、部会長は私が兼務させていただきます。

部会長代理は、荒委員をお願いします。

「会長代行」及び「部会長」の指名は以上でございます。

今後、総会及び部会については、必要な都度、会長及び部会長である私が招集させていただきます。

委員の皆さまにおかれましては、その都度、北海道厚生局長から諮問のあった、年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。

### 【議題3】 令和5年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

### ○毛利会長

続きまして、議題の3番目、令和5年度年金記録訂正請求の受付・処理状況についてです。

事務局から説明をお願いします。

### ○事務局（年金審査課長）

それでは、お手元に配布しております「議題3 令和5年度 年金記録訂正請求の受付・処理状況について」、私のほうから説明を申し上げます。恐縮ですが、座ったままご説明させていただきます。

まず、1ページでございます。

こちらの棒グラフは、年金記録問題に対処するため、総務省に年金記録確認地方第三者委員会が設置された平成19年度当時の、北海道における受付件数と処理件数の推移でございます。

上段の受付件数は、ご覧のとおり、平成22年度をピークに減少し、厚生労働省北海道厚生局に、年金審査課が設置された初年度の平成27年度の受付件数は141件でございます。その後、令和3年度は111件であったものの、令和3年度

以外の年度は 60 件から 70 件台で推移していたところ、令和 5 年度は、同一事業所の標準賞与額の記録漏れに対する訂正請求の受付が年末から多く発生したことにより、94 件の受付、という状況でございます。

続いて、下段は処理件数の推移です。決定した件数のほか、取下げられた件数も含んでいますが、こちらも受付件数と同様、平成 22 年度をピークに、厚生労働省北海道厚生局に年金審査課が設置された初年度の、平成 27 年度の処理件数は 108 件、その後も令和 3 年度は 107 件であったものの、令和 3 年度以外の年度は 60 件から 80 件台で推移しており、令和 5 年度は 77 件と例年並びの処理件数という状況です。

続きまして、2 ページをご覧ください。

上段左側の棒グラフは、北海道地方年金記録訂正審議会における不訂正事案件数と口頭意見陳述の実施状況でございます。

不訂正事案とは、年金記録訂正の請求を受け付けたものの、当局の調査結果から、年金記録訂正を行わなかった事案となります。

令和 5 年度の口頭意見陳述の実施件数は、棒グラフのとおり、不訂正事案 15 件に対して 0 件、当審議会では口頭意見陳述の開催はなかったですが、過去を含めまして、訂正請求者が口頭意見陳述を希望した場合については、100%実施していただいている状況です。

上段右側の、囲いの中は、当審議会の部会の体制及び委員数、そして部会の開催実績と 1 回当たりの平均審議件数の推移です。

部会の体制につきましては、平成 27 年度当初は、3 部会制で、1 部会に 4 人の委員で、総勢 12 人の委員がおりましたが、受付件数の減少に伴い、規模を縮小していき、令和元年度より、現在の 1 部会 5 人の委員体制となっております。

部会の開催数につきましては、令和 5 年度の部会開催数は 18 回、1 回あたりの平均審議件数は、3.39 件となっております。

言葉を換えて言いますと、令和 5 年度については 18 回、こちらのほうにご足労いただきまして、一回の部会で 3 件から 4 件のご審議をいただいたということになります。

また、令和 4 年度と比較しますと、回数は 4 回少ないですが、1 回あたりの審議件数は、0.85 件増えています。

下段の表は、令和 5 年度の北海道厚生局における年金記録訂正処理状況になります。

表の一番下の列の合計欄でご説明いたしますが、括弧内の 19 件は、令和 4 年度からの繰り越しした件数となります。これに、令和 5 年度中の受付件数 94 件を合わせた 113 件が、令和 5 年度中の処理対象となっております。

このうち処分決定したものが 58 件、取下げ等は 19 件ございましたので、差し引きした 36 件が、令和 6 年度への繰越件数となります。

続きまして、3 ページから 5 ページですが、これは厚生労働省のホームページで毎月、更新・公表されている全国版の受付・処理状況の資料です。

最初に3ページをご覧ください。

訂正請求に係る全国での受付・処理状況です。記載されている件数は、令和6年2月の単月と、年金記録訂正業務が総務省から厚生労働省に移行された後の、平成27年3月から令和6年2月までの累計件数となっております。

右側の累計件数を見ますと、国民年金は厚生年金と比べると、受付件数が十分の一程度の差があり、また受付件数にそれだけの差があるにもかかわらず、4段下がっていただくと、不訂正決定という欄がございますが、厚生年金と国民年金の差は、約800件しかなく、国民年金の不訂正決定が多いという状況が見てとれます。

左側の令和6年2月の単月分を見ましても、国民年金と厚生年金の受付件数は50倍以上の差がありますが、その4段下に不訂正決定件数はそれぞれ、国民年金14件、厚生年金保険9件となっておりますが、受付件数は国民年金のほうが圧倒的に少ないにもかかわらず、不訂正決定件数は、国民年金事案の方が多いう状況が見てとれます。

続いて4ページ、5ページをご覧ください。

これは、令和6年2月の単月分と平成27年3月から令和6年2月までの各厚生局、厚生支局、分室の受付件数、処理件数を制度別等に区分した表です。

5ページの資料の一番下の欄が計になりますが、受付件数を見ますと、北海道、東北、神奈川分室、千葉分室、中国四国厚生局は、平成27年3月から見ると、2,000件台で推移しており、概ね同規模の状況がうかがえますが、この資料は、平成27年3月からの累計であるため、現在の状況が分かりづらいものとなっております。

そのため、資料にはございませんが、令和4年度の単年度で比較しますと、北海道は先ほど述べたとおり、受付件数は72件。東北は、調べましたら71件、千葉は126件、神奈川は439件、中国四国は39件となっております。

数字をお聞きになってもお分かりのとおり、人口の多い神奈川県は集中していることが分かっていただけだと思いますが、東北地方は北海道の人口と比べると330万人くらい多いのですが、同規模の受付件数であるということ。それから、中国四国は北海道の倍くらいの人口があるのですが、受付件数は北海道の半分程度ということで、必ずしも人口の割合で件数が決まっているわけではないということがうかがえるということで、参考までにお話をさせていただきました。

6ページ以降の資料につきましては、昨年12月に開催されました、第11回社会保障審議会年金記録訂正分科会の資料を一部抜粋したものになります。

なお、この資料につきましては、詳細な説明は省略させていただきまして、後ほどお読み取りいただければと思いますが、17ページには口頭意見陳述の実施状況、18ページには審査請求の関係、19ページには訴訟関係が記載されておりますので、後ほどご確認をいただければと思っております。

以上簡単ではございますが、令和5年度年金記録訂正請求の受付・処理状況についてのご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○毛利会長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただいた内容について、委員の皆さまから、ご質問やご意見等はございませんでしょうか。

先ほど、ちらっと審査請求のお話があったと思うのですが、北海道で審査請求をされた件数ですとか、そういったものは。

○事務局（年金審査課長）

令和6年の3月に終結した審査請求が1件。それから、現在審査請求中のものが1件ございます。

不訂正となったものが審査請求につながっていきますので、年間を通して北海道の場合、昨年、不訂正が2ページの表を見ていただければ、15件となっております。この15件の中で審査請求が最近ぽつぽつと出てきたということです。

令和3年度以来ぶりに、昨年度1件出てきたと伺っております。

○毛利会長

審査請求の結果というのは、こちらのほうにはないんですかね。

○事務局（年金審査課長）

決定通知を発送しましたら、こちらの仕事は終わりで、審査請求そのものは、本省に提出されますので、私どもは、弁明書を本省の審理員にお送りして、そちらで決定されるということになりますので、委員の皆さまにはおそらくお話をされていないと思います。

ただ、3月に結果が出たものについては、棄却。こちらが正しいという結論が出ております。

○毛利会長

われわれがした判断について、また再判断がされることになるので、もし違う判断がされた場合には、教えていただければと。

○事務局（年金審査課長）

はい。その当時には資料が出ていなかったが、審査請求の時に新たな資料が出たということもあり得ると思いますので、必ずしも棄却ばかりではないと思うのですが、今のところ北海道では、昨年度の審査請求は棄却となっております。

もし、容認ということがあれば、委員の皆さまにはご説明させていただきます。

○毛利会長

分かりました。ありがとうございます。  
他に何かご質問等はございますか。

○齊藤委員

すいません、いつも事案整理票等は持ち出しできませんが、この資料は持って帰ることはできるのですか。

○事務局（年金審査課長）

最後に申し上げようと思っていたのですが、本日の資料はお持ち帰りいただいて結構です。

○毛利会長

他にご質問等はよろしいですか。

そうでしたら、次の議題にいきたいと思います。

#### 【議題4】 その他

○毛利会長

次の議題は、「その他」についてです。

冒頭、お話ししましたとおり、ここからは個人情報の保護等、本審議の運営に支障をきたすような内容の議論をいたしますので、「非公開」といたします。

《以後非公開》